

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 経過措置に係る期間の延長

特定保険業を行っている者が保険業法第3条第1項の規定にかかわらず引き続き特定保険業を行うことができる期間等を1年間延長するものとする。

(保険業法等の一部を改正する法律附則第2条第1項、第6条第1項から第3項まで、第8条第2項並びに第16条第1項、第17項及び第18項関係)

第二 施行期日等

- 1 この法律は、平成20年4月1日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整理を行うものとする。

(附則関係)